

県営水力F I T非化石証書を活用した脱炭素経営モデルの推進実証に係る仕様書

1 事業の目的

本実証は事業者が県内の工場又は事務所その他事業所等での電力使用に伴い排出されるCO₂をオフセットするため、県営水力発電所のF I T非化石証書（以下「非化石証書」という。）に限定して企業局が一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」という。）から代理購入することにより再エネ利用の促進や脱炭素経営モデルの推進を図ることを目的とする。

2 事業内容

- (1) 企画提案により選定された事業者は非化石証書の購入希望量、購入希望単価を記載したF I T非化石証書購入依頼書（様式第6号）を企業局に提出し、企業局は依頼内容にもとづき非化石証書の代理購入を行う。
- (2) 企業局は、調達した非化石証書を証書化し事業者に引き渡しを行う。
- (3) 事業者は、非化石証書の代理購入費用を企業局に支払う。（振り込み手数料は事業者負担）
- (4) 事業者は企画提案書の内容を実施し、契約期間内に報告書を提出する。

3 代理購入する発電所と購入量

企画提案書の審査結果通知に記載したとおり。

なお、発電所の故障などにより予定していた非化石証書が購入できない場合は、別紙に記載する発電所の非化石証書に変更するなど、対応方法を協議の上、決定する。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

ただし、以後の契約については実証事業の成果等を検証した上で、協議する。

5 非化石証書の引き渡し

企業局は、非化石証書を証書化し事業者に引き渡しを行う。

6 企画提案書の実施

事業者は、企画提案書に記載した「地域貢献」及び「企業局PR」に係る具体的な計画書を実施前に提出し、令和8年3月13日（金）までに実施報告書を提出すること。

なお、企業局から企画提案内容の進捗状況の報告を求められた場合は、その都度、対応すること。

7 その他

- (1) 非化石価値取引の制度等に改定があった場合は、その取扱いについて協議すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、企業局と協議の上、決定すること。